第４章　ごみ処理基本計画

第１節　基本理念・基本方針

基本理念　『清潔で快適な資源循環型社会システムの構築』

暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市あきる野の実現のため、ごみの衛生的な処理処分の推進、ごみの減量化・資源化（リサイクル）や処理処分をする施設の充実、市民と事業者と行政の協働による減量化や資源化を更に推進することで「清潔で快適な資源循環型社会システムの構築」を目指します。

● 基本方針１　「３Ｒの推進」

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、三者の協働により、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の３Ｒの取組を推進します。

● 基本方針２　「体系的な循環型システム構築の推進」

資源循環型のごみ処理・リサイクルシステムづくりを進めるために、廃棄物減量等推進員（ごみ会議※）などを通して市民・事業者・市の協働によるごみの減量やリサイクルの意識啓発を行っていきます。

・グリーン購入・ごみの発生抑制の推進
・資源循環型のシステムづくり

● 基本方針３　「環境に配慮した収集・処理の推進」

環境に配慮した収集・処理を進めるために、引き続き効率的な収集ルートの選定、収集車への低公害車の導入検討、清掃工場の適正管理とダイオキシン類の発生抑制などの対策を講じていきます。

※　「ごみ会議」とは、市民・事業者などによる「廃棄物減量等推進員」が構成員となり、ごみの減量、適正な処理及び再利用の推進を図るため、市の施策への協力及び市民への啓発を行うための組織です。

第２節　将来人口の推計

本市における将来人口の推計を表 4-2-1 及び図 4-2-1 に、西秋川衛生組合圏域における将来人口を表 4-2-2 及び図 4-2-2 に示します。

将来人口の推計については、他の計画との整合を図るため、2011 年３月策定の「あきる野市都市計画マスタープラン」に掲げる推計を用いました。

これによると、平成 32 年度の 83,000 人をピークに、その後、減少傾向となり、計画目標年度（平成 38 年度）においては 81,320 人と見込まれます。

表 4-2-1　将来人口の推計

年　度	人　口（人）	
H18	80,841	
H19	81,200	
H20	81,448	
H21	81,865	実績
H22	81,852	↑
H23	81,882	↓
H24	81,911	予測
H25	81,941	
H26	81,970	
H27	82,000	中間
H28	82,200	目標年度
H29	82,400	
H30	82,600	
H31	82,800	
H32	83,000	
H33	82,720	
H34	82,440	
H35	82,160	
H36	81,880	
H37	81,600	
H38	81,320	目標年度

出典）あきる野市都市計画マスタープラン
（2011 年 3 月策定）

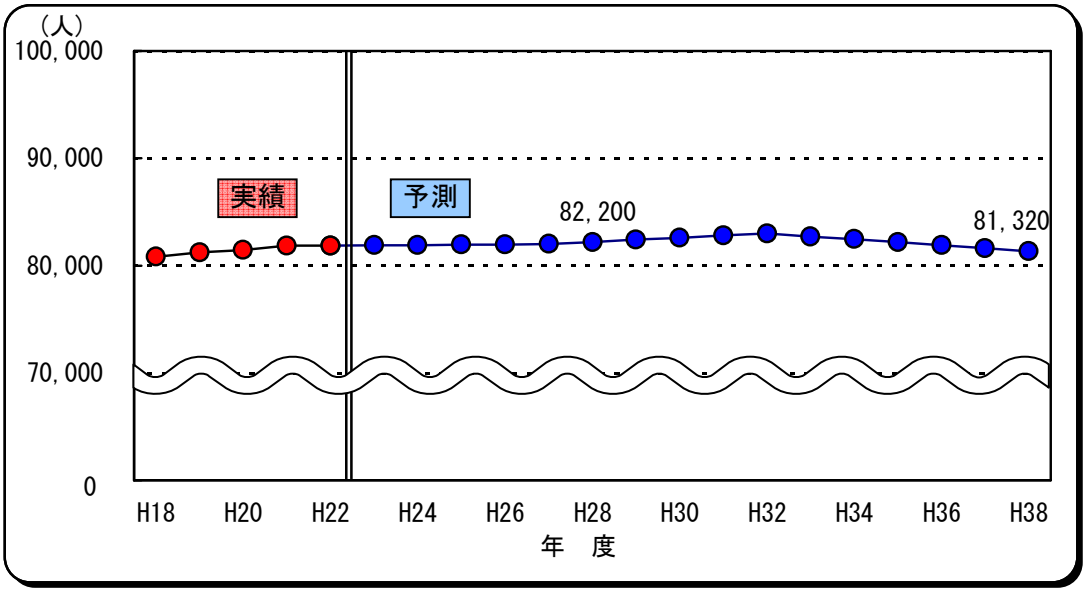

図 4-2-1　将来人口の推計

表 4-2-2　将来人口の推計（組合圏域）

年　度	人　口					
	組　合	あきる野市	日の出町	檜原村	奥多摩町	
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	
H18	106,503	80,841	15,907	3,028	6,727	
H19	106,576	81,200	15,861	2,929	6,586	
H20	106,709	81,448	15,954	2,844	6,463	
H21	107,221	81,865	16,269	2,801	6,286	実績
H22	107,218	81,852	16,503	2,704	6,159	↑
H23	107,247	81,882	16,702	2,658	6,005	↓
H24	107,292	81,911	16,902	2,612	5,867	予測
H25	107,339	81,941	17,101	2,566	5,731	
H26	107,389	81,970	17,300	2,520	5,599	
H27	107,444	82,000	17,500	2,474	5,470	中間
H28	107,650	82,200	17,675	2,431	5,344	目標年度
H29	107,859	82,400	17,850	2,388	5,221	
H30	108,071	82,600	18,025	2,345	5,101	
H31	108,286	82,800	18,200	2,302	4,984	
H32	108,503	83,000	18,375	2,259	4,869	
H33	108,247	82,720	18,550	2,220	4,757	
H34	107,993	82,440	18,725	2,181	4,647	
H35	107,742	82,160	18,900	2,142	4,540	
H36	107,493	81,880	19,075	2,103	4,435	
H37	107,247	81,600	19,250	2,064	4,333	
H38	107,003	81,320	19,425	2,025	4,233	目標年度

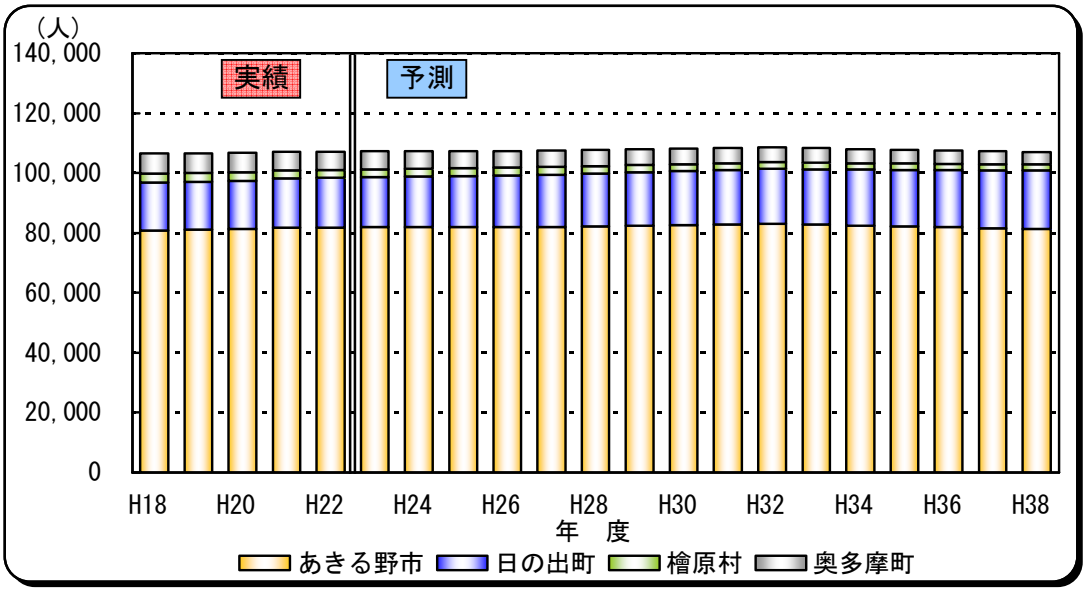

図 4-2-2　将来人口の推計（組合圏域）

第３節　ごみ発生量の予測（ごみ排出抑制を実施しない場合）

１　概要

ごみ量の将来推計については、「ごみ処理基本計画策定指針(平成 20 年６月)」に示される手順により行いました。

予測については、過去５年程度の『可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源、集団回収』の実績（1 人 1 日当たりのごみ排出量）を用い、それぞれのごみについて将来予測を行いました。

予測式は、『一次傾向線、二次傾向線、べき曲線、一次指数曲線、ロジスティック曲線』の５つを用い、これらの予測から『過去の増減の傾向』などを勘案し、最も妥当と判断される、べき曲線による予測値を採用しました。

また、ごみ量の将来推計については、予測値（1 人 1 日当たりのごみ排出量）に将来人口を乗じて年間のごみの予測量としました。

２　予測式の特徴

５つの予測式『一次傾向線、二次傾向線、べき曲線、一次指数曲線、ロジスティック曲線』の特徴を次に示します。

（１）一次傾向線

直線式のため増加・減少傾向がはっきりと出ます。ただし、実績に増減がある場合においては正確さに欠けます。

（２）二次傾向線

実績が緩やかな曲線を示す場合は、ある程度正確になりますが、増減を繰り返す場合や増加の後に減少を示す場合は、極端な傾向を示す予測となります。

（３）べき曲線

初年度近辺の値において年数が増えるごとに、一定のべき係数で増加若しくは減少を繰り返す式です。

また、比較的当てはまりが良い傾向にあります。

（４）一次指数曲線

実績の増減値が等比級数的（ある程度極端な増減）な傾向を示す場合は正確となりますが、それ以外においては極端な傾向となります。

（５）ロジスティック曲線

人口増加に関する法則の研究から導かれたものであり、一定数に収束する傾向を示す予測となります。

３　ごみ発生量の見込み

（１）１人１日当たりのごみ排出量の予測

５つの予測式を用い、１人１日当たりのごみ排出量の予測を行いました。

ア　可燃ごみ

可燃ごみの予測結果を表 4-3-1 及び図 4-3-1 に示します。

表 4-3-1　可燃ごみ予測結果　(g/人･日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	**べき曲線**	指数	ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ	
H18			551			
H19			538			
H20			528			
H21			506			実績
H22			496			↑
H23	481	478	**496**	482	478	↓
H24	467	461	**491**	470	461	予測
H25	453	443	**487**	457	443	
H26	439	424	**483**	445	424	
H27	424	404	**480**	433	405	中間
H28	410	384	**477**	421	385	目標年度
H29	396	362	**474**	410	365	
H30	382	340	**472**	399	345	
H31	368	317	**469**	388	325	
H32	353	293	**467**	378	304	
H33	339	268	**465**	368	285	
H34	325	242	**463**	358	265	
H35	311	215	**462**	348	246	
H36	297	188	**460**	339	228	
H37	282	159	**459**	330	210	
H38	268	130	**457**	321	193	目標年度

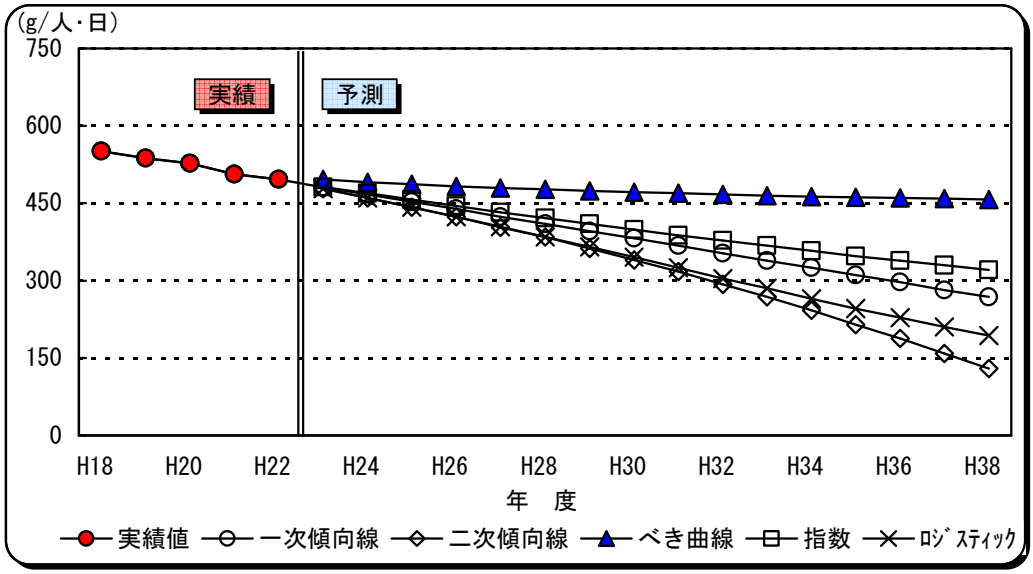

図 4-3-1　可燃ごみ予測結果

イ　不燃ごみ

不燃ごみの予測結果を表 4-3-2 及び図 4-3-2 に示します。

表 4-3-2　不燃ごみ予測結果　(g/人･日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	**べき曲線**	指数	ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ	
H18			121			
H19			116			
H20			114			
H21			109			実績
H22			111			↑
H23	106	112	**108**	106	104	↓
H24	103	114	**107**	104	100	予測
H25	101	119	**107**	101	96	
H26	98	125	**106**	99	91	
H27	95	132	**105**	97	85	中間
H28	93	141	**105**	95	80	目標年度
H29	90	152	**104**	92	74	
H30	87	164	**103**	90	68	
H31	85	178	**103**	88	62	
H32	82	193	**103**	86	56	
H33	79	210	**102**	84	50	
H34	76	229	**102**	82	45	
H35	74	249	**101**	80	40	
H36	71	271	**101**	78	35	
H37	68	294	**101**	77	31	
H38	66	319	**101**	75	27	目標年度

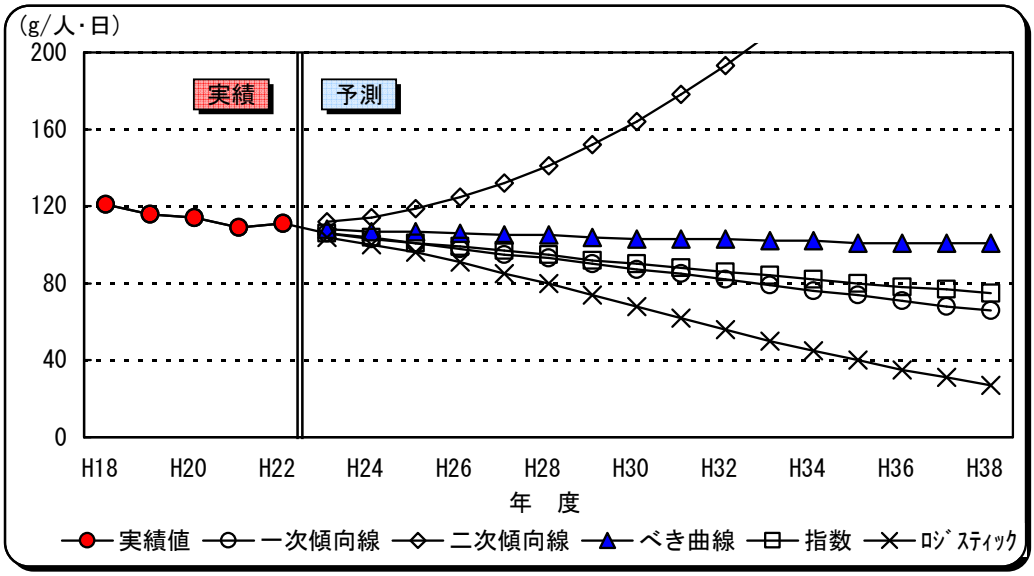

図 4-3-2　不燃ごみ予測結果

ウ　粗大ごみ

粗大ごみの予測結果を表 4-3-3 及び図 4-3-3 に示します。

表 4-3-3　粗大ごみ予測結果

(g/人･日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	**べき曲線**	指数	ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ	
H18			24			
H19			23			
H20			22			
H21			22			実績
H22			23			↑
H23	22	24	**22**	22	22	↓
H24	22	27	**22**	22	21	予測
H25	21	30	**22**	21	21	
H26	21	33	**22**	21	20	
H27	21	37	**22**	21	20	中間
H28	20	43	**21**	21	19	目標年度
H29	20	48	**21**	20	19	
H30	20	55	**21**	20	18	
H31	20	62	**21**	20	18	
H32	19	70	**21**	20	17	
H33	19	79	**21**	19	16	
H34	19	88	**21**	19	15	
H35	18	98	**21**	19	15	
H36	18	109	**21**	19	14	
H37	18	120	**21**	18	13	
H38	17	132	**21**	18	13	目標年度

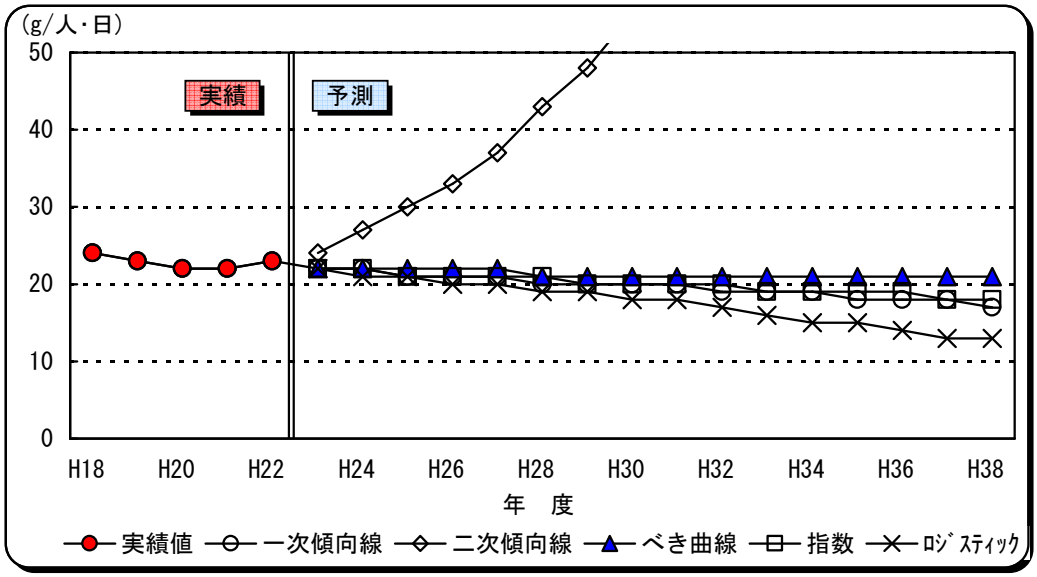

図 4-3-3　粗大ごみ予測結果

エ　資源

資源の予測結果を表 4-3-4 及び図 4-3-4 に示します。

表 4-3-4　資源予測結果

(g/人･日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	**べき曲線**	指数	ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ	
H18			198			
H19			187			
H20			177			
H21			168			実績
H22			165			↑
H23	158		**161**	158	155	↓
H24	152		**159**	153	145	予測
H25	146		**157**	148	133	
H26	140		**156**	143	120	
H27	134		**154**	138	107	中間
H28	128		**153**	133	92	目標年度
H29	122		**152**	128	78	
H30	116	予測不可能	**151**	124	65	
H31	110		**150**	120	53	
H32	104		**149**	115	42	
H33	98		**149**	112	33	
H34	92		**148**	108	26	
H35	86		**147**	104	20	
H36	80		**147**	100	15	
H37	74		**146**	97	12	
H38	68		**146**	94	9	目標年度

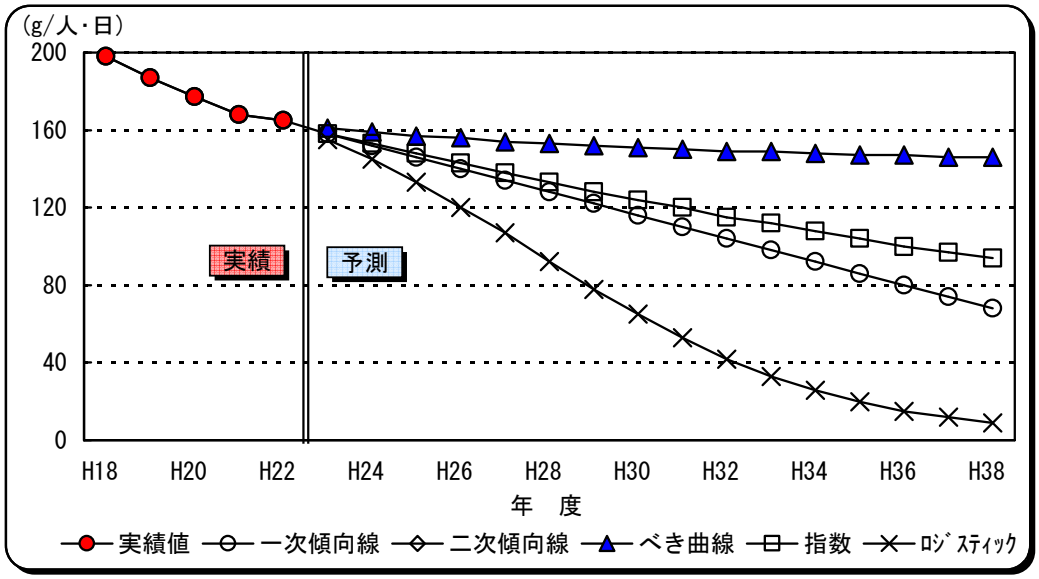

図 4-3-4　資源予測結果

オ　集団回収

集団回収の予測結果を表 4-3-5 及び図 4-3-5 に示します。

表 4-3-5　集団回収予測結果

(g/人･日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	**べき曲線**	指数	ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ	
H18			65			
H19			73			
H20			70			
H21			68			実績
H22			70			↑
H23	71	65	**71**	71	70	↓
H24	71	60	**71**	71	71	予測
H25	72	54	**71**	72	71	
H26	72	45	**72**	72	71	
H27	73	36	**72**	73	72	中間
H28	73	24	**72**	74	72	目標年度
H29	74	12	**72**	74	72	
H30	74	-3	**72**	75	72	
H31	75	-19	**73**	75	73	
H32	75	-36	**73**	76	73	
H33	76	-56	**73**	76	73	
H34	76	-76	**73**	77	73	
H35	77	-99	**73**	78	73	
H36	77	-122	**73**	78	74	
H37	78	-148	**73**	79	74	
H38	78	-175	**74**	79	74	目標年度

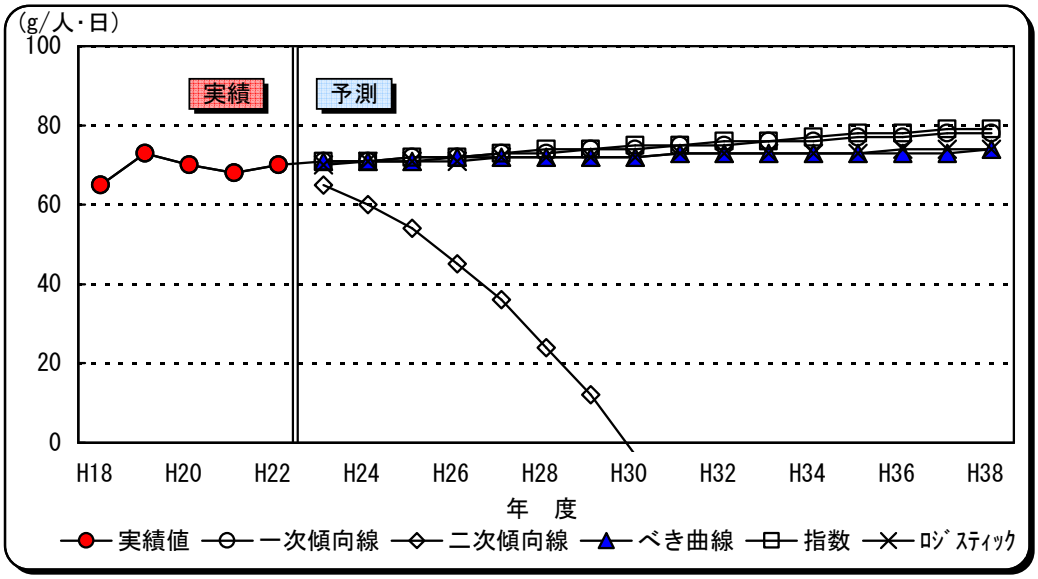

図 4-3-5　集団回収予測結果

（２）予測結果

予測結果一覧を表 4-3-6 及び図 4-3-6 に示します。

熱回収施設整備に伴い、平成 26 年度から不燃ごみとして収集を行っているプラスチック類（白色トレイを除く。）を可燃ごみとして収集し、溶融処理を行います。

また、直接搬入ごみの受入れ・処理を行うこととしています。

可燃ごみとして収集されるプラスチック類については、類似都市における１人１日当たりのごみ排出量（プラスチック類）の平均値 29g/人･日が想定されます。

一方、直接搬入ごみについては、87g/人･日の持込みが予想されます。

表 4-3-6　予測結果一覧

年 度	収集ごみ					直接搬入ごみ（参考）	集団回収	合　計	
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源				
	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	
H18	894	551	121	24	198		65	959	
H19	864	538	116	23	187		73	937	
H20	841	528	114	22	177		70	911	
H21	805	506	109	22	168		68	873	実績
H22	795	496	111	23	165		70	865	↑
H23	787	496	108	22	161		71	858	↓
H24	779	491	107	22	159		71	850	予測
H25	773	487	107	22	157		71	844	
H26	776	521	77	22	156	(87)	72	848	
H27	770	518	76	22	154	(87)	72	842	中間
H28	765	515	76	21	153	(87)	72	837	目標年度
H29	760	512	75	21	152	(87)	72	832	
H30	756	510	74	21	151	(87)	72	828	
H31	752	507	74	21	150	(87)	73	825	
H32	749	505	74	21	149	(87)	73	822	
H33	746	503	73	21	149	(87)	73	819	
H34	743	501	73	21	148	(87)	73	816	
H35	740	500	72	21	147	(87)	73	813	
H36	738	498	72	21	147	(87)	73	811	
H37	736	497	72	21	146	(87)	73	809	
H38	734	495	72	21	146	(87)	74	808	目標年度

備考）直接搬入ごみの（　）内は、種類ごとのごみ量に含まれています。

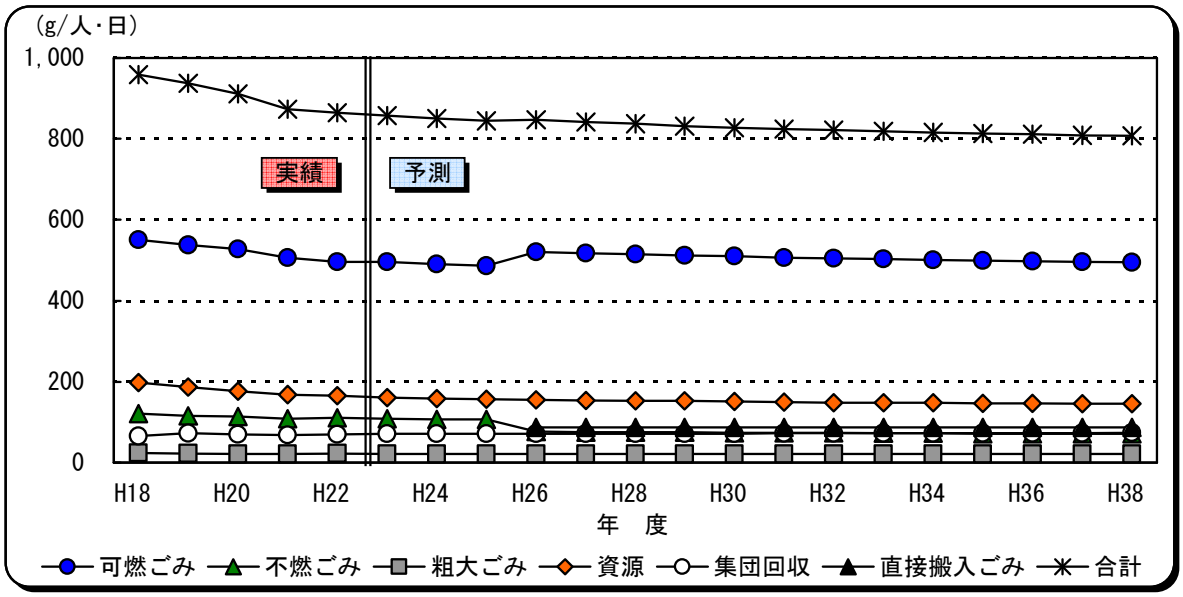

図 4-3-6　予測結果一覧

（３）ごみ発生量の予測

前記、（２）の予測結果から求めた、ごみ発生量の将来推移を表 4-3-7 及び図 4-3-7 に示します。

表 4-3-7　ごみ発生量の将来推移

年度	計画収集人口	収集ごみ					直接搬入ごみ(参考)	集団回収	合計	
			可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源				
	(人)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	
H18	80,841	26,399	16,254	3,575	720	5,850		1,927	28,326	
H19	81,200	25,683	15,986	3,452	681	5,564		2,179	27,862	
H20	81,448	25,036	15,693	3,400	667	5,276		2,071	27,107	
H21	81,865	24,050	15,106	3,249	672	5,023		2,042	26,092	実績
H22	81,852	23,775	14,818	3,329	687	4,941		2,081	25,856	↑
H23	81,882	23,522	14,824	3,228	658	4,812		2,122	25,644	↓
H24	81,911	23,291	14,680	3,199	658	4,754		2,123	25,414	予測
H25	81,941	23,119	14,565	3,200	658	4,696		2,123	25,242	
H26	81,970	23,216	15,588	2,303	658	4,667	(2,603)	2,154	25,370	
H27	82,000	23,046	15,504	2,275	658	4,609	(2,604)	2,155	25,201	中間
H28	82,200	22,951	15,451	2,280	630	4,590	(2,610)	2,160	25,111	目標年度
H29	82,400	22,859	15,399	2,256	632	4,572	(2,617)	2,165	25,024	
H30	82,600	22,793	15,376	2,231	633	4,553	(2,623)	2,171	24,964	
H31	82,800	22,729	15,323	2,237	635	4,534	(2,630)	2,206	24,935	
H32	83,000	22,691	15,299	2,242	636	4,514	(2,636)	2,212	24,903	
H33	82,720	22,523	15,187	2,204	634	4,498	(2,626)	2,204	24,727	
H34	82,440	22,357	15,075	2,197	632	4,453	(2,618)	2,197	24,554	
H35	82,160	22,191	14,994	2,159	630	4,408	(2,609)	2,189	24,380	
H36	81,880	22,056	14,883	2,152	627	4,394	(2,600)	2,182	24,238	
H37	81,600	21,919	14,802	2,144	625	4,348	(2,590)	2,174	24,093	
H38	81,320	21,787	14,693	2,137	624	4,333	(2,583)	2,196	23,983	目標年度

備考）直接搬入ごみの（　）内は、種類ごとのごみ量に含まれています。

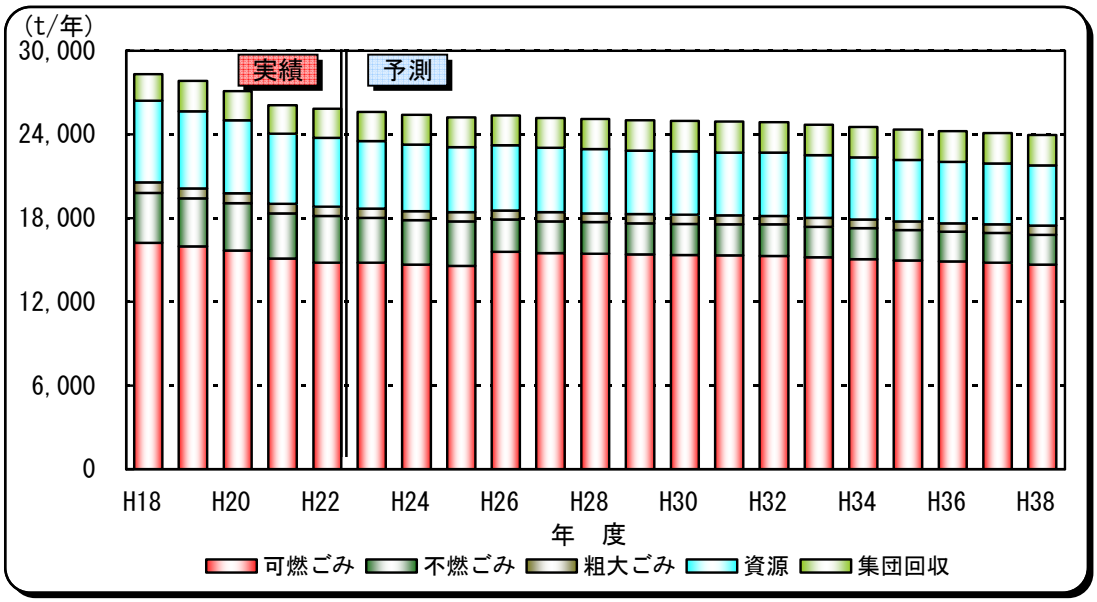

図 4-3-7　ごみ発生量の将来推移

第４節　減量及びリサイクル目標の設定

１　国の基本方針における目標

平成 22 年 12 月 20 日に環境省から廃棄物処理法に基づく基本方針の変更が発表されており、その中で廃棄物の減量化等の目標について、以下のとおりに定めています。

目標年度 平成 27 年度	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成 19 年度に対し、約 5%削減	平成 19 年度に対し、増加を約 1%に抑制
再生利用量	平成 19 年度に対し、約 20%から約 25%に増加	平成 19 年度に対し、約 52%から約 53%に増加
最終処分量	平成 19 年度に対し、約 22%削減	平成 19 年度に対し、約 12%削減

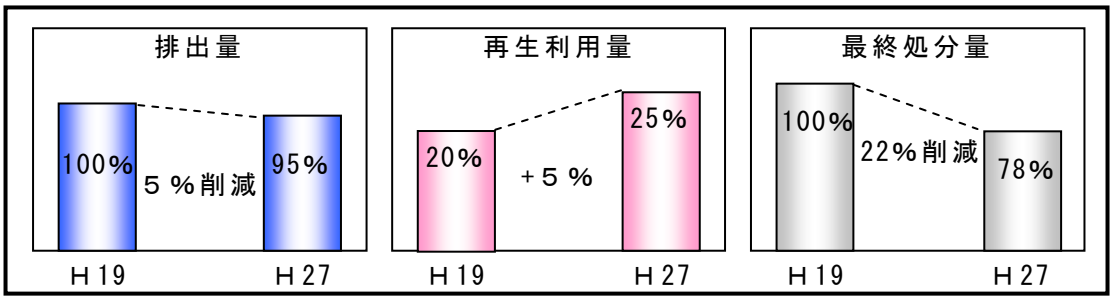

図 4-4-1　一般廃棄物における基本方針（国）

２　東京都の計画目標

東京都では、『廃棄物処理計画（平成 23 年改定）』の中で、排出量、再生利用量、最終処分量に対し、以下のとおりに数値目標を定めています。

目標年度 平成 27 年度	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成 19 年度に対し、約 7%削減	平成 19 年度に対し、約 0.5%削減
再生利用量	平成 19 年度に対し、約 22%から約 26%に増加	平成 19 年度に対し、約 32%で同じ
最終処分量	平成 19 年度に対し、約 60%削減	平成 19 年度に対し、約 14%削減

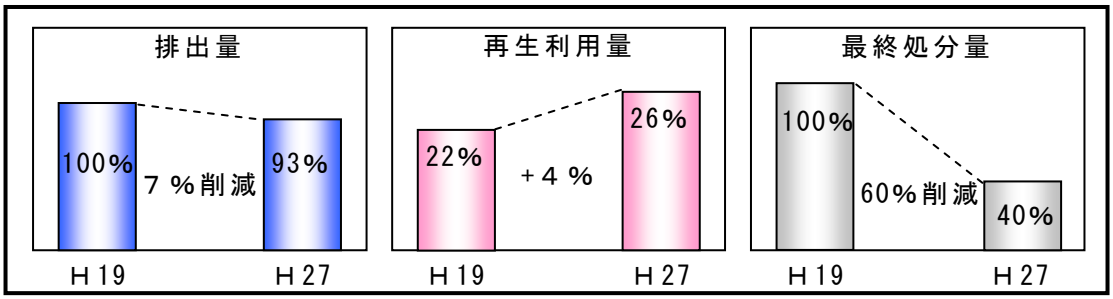

図 4-4-2　一般廃棄物における基本方針（東京都）

３　本市の目標値

本市における１人１日当たりのごみ量は、平成 19 年度の 937g に対し平成 22 年度には 865g となり、72g（7.6%）減少しております。

また、現状で推移した場合、平成 19 年度に対する平成 27 年度の１人１日当たりのごみ量は 842g となり、95g（10%）の減少と予測されます。

このように、国・東京都の数値目標に対しては現状でも達成しており、現状維持による推移において、十分達成可能な状況にあります。

そのため、国・東京都の数値目標を勘案し、本市における現況を踏まえた、ごみ減量・リサイクルに関する目標値を次のように設定します。

『中間目標年度（平成 28 年度）における目標値の設定』

ごみ減量の目標値として、資源・集団回収を除く１人１日当たりのごみ排出量を、平成 22 年度に対し平成 28 年度で５％（32g/人･日）減量を目標とします。

また、リサイクル率については、約 34%を目標とします。

『目標年度（平成 38 年度）における目標値の設定』

ごみ減量の目標値として、資源・集団回収を除く１人１日当たりのごみ排出量を、平成 22 年度に対し平成 38 年度で約９％（56g/人･日）削減を目標とします。

また、リサイクル率については、約 35%を目標とします。

表 4-4-1　ごみ減量・リサイクルの目標値

	中間目標年度 （平成 28 年度）	目標年度 （平成 38 年度）
１人１日当たりのごみ排出量	平成 22 年度に対し、５％削減 【資源・集団回収を除く。】	平成 22 年度に対し、約９％削減 【資源・集団回収を除く。】
リサイクル率	平成 22 年度に対し、約 27%から約 34%に増加	平成 22 年度に対し、約 27%から約 35%に増加

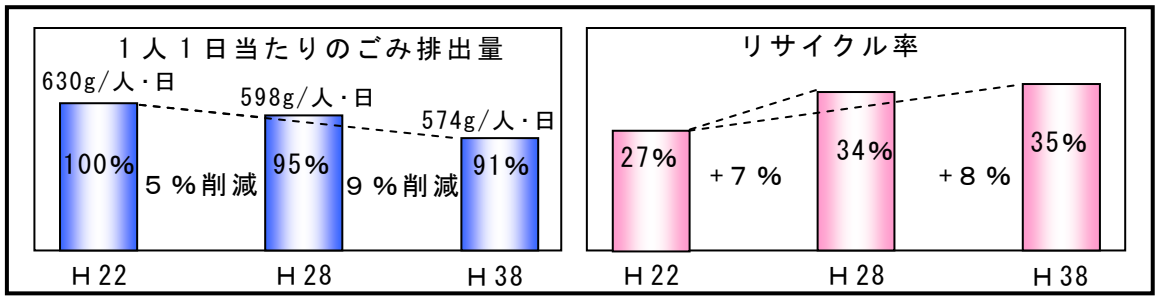

図 4-4-3　一般廃棄物における基本方針（本市）

第５節　ごみ発生量の予測（ごみ排出抑制を実施した場合）

１　１人１日当たりのごみ排出量（ごみ排出抑制を実施した場合）

前節で設定した目標値を基に、ごみ排出抑制を実施した場合の将来の１人１日当たりのごみの排出量を表 4-5-1 及び図 4-5-1 に示します。

表 4-5-1　１人１日当たりのごみ排出量（ごみ排出抑制を実施した場合）

年 度	収集ごみ					直接搬入ごみ（参考）	集団回収	合　計	
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源				
	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)	
H18	894	551	121	24	198		65	959	
H19	864	538	116	23	187		73	937	
H20	841	528	114	22	177		70	911	
H21	805	506	109	22	168		68	873	実績
H22	795	496	111	23	165		70	865	↑
H23	787	496	108	22	161		71	858	↓
H24	777	489	107	22	159		71	848	予測
H25	768	483	106	22	157		71	839	
H26	768	514	76	22	156	(86)	72	840	
H27	760	509	75	22	154	(86)	72	832	中間
H28	751	502	75	21	153	(85)	72	823	目標年度
H29	746	499	74	21	152	(85)	72	818	
H30	742	497	73	21	151	(85)	72	814	
H31	738	494	73	21	150	(85)	73	811	
H32	735	492	73	21	149	(85)	73	808	
H33	732	490	72	21	149	(85)	73	805	
H34	729	488	72	21	148	(85)	73	802	
H35	726	487	71	21	147	(85)	73	799	
H36	724	485	71	21	147	(85)	73	797	
H37	722	484	71	21	146	(85)	73	795	
H38	720	482	71	21	146	(85)	74	794	目標年度

備考）直接搬入ごみの（　）内は、種類ごとのごみ量に含まれています。

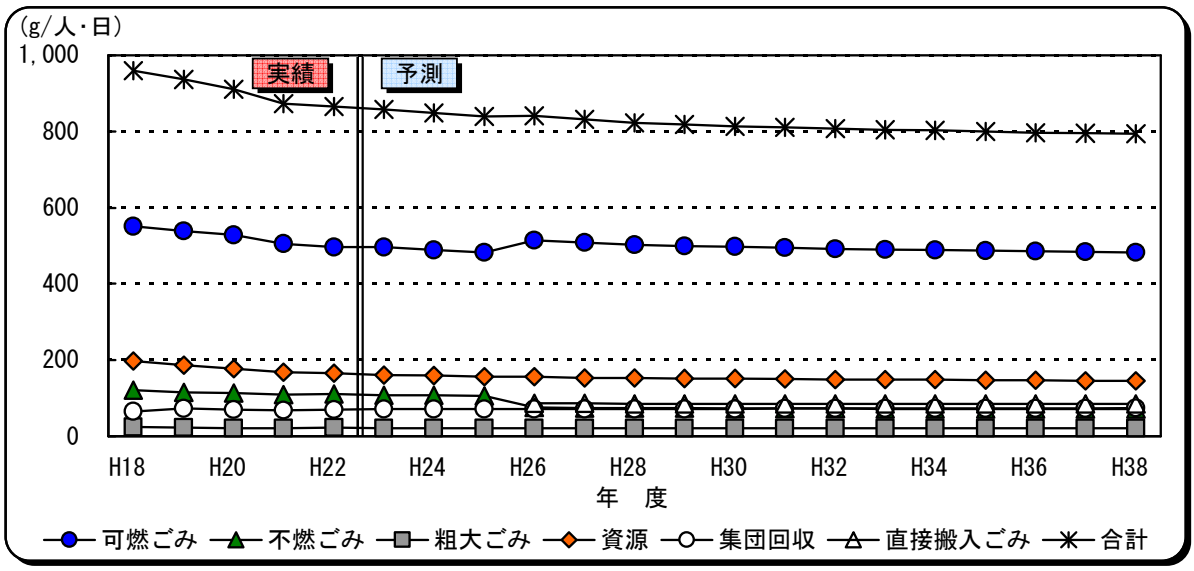

図 4-5-1　１人１日当たりのごみ排出量（ごみ排出抑制を実施した場合）

２　ごみ発生量（ごみ排出抑制を実施した場合）

ごみ排出抑制を実施した場合における、ごみ発生量を表 4-5-2 及び図 4-5-2 に示します。

表 4-5-2　ごみ発生量（ごみ排出抑制を実施した場合）

年 度	計画収集人口	収集ごみ					直接搬入ごみ（参考）	集団回収	合　計	
			可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源				
	(人)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	
H18	80,841	26,399	16,254	3,575	720	5,850		1,927	28,326	
H19	81,200	25,683	15,986	3,452	681	5,564		2,179	27,862	
H20	81,448	25,036	15,693	3,400	667	5,276		2,071	27,107	
H21	81,865	24,050	15,106	3,249	672	5,023		2,042	26,092	実績
H22	81,852	23,775	14,818	3,329	687	4,941		2,081	25,856	↑
H23	81,882	23,522	14,824	3,228	658	4,812		2,122	25,644	↓
H24	81,911	23,231	14,620	3,199	658	4,754		2,123	25,354	予測
H25	81,941	22,970	14,446	3,170	658	4,696		2,123	25,093	
H26	81,970	22,977	15,378	2,274	658	4,667	(2,573)	2,154	25,131	
H27	82,000	22,746	15,234	2,245	658	4,609	(2,574)	2,155	24,901	中間
H28	82,200	22,532	15,062	2,250	630	4,590	(2,550)	2,160	24,692	目標年度
H29	82,400	22,438	15,008	2,226	632	4,572	(2,556)	2,165	24,603	
H30	82,600	22,370	14,984	2,201	633	4,552	(2,563)	2,171	24,541	
H31	82,800	22,304	14,930	2,206	635	4,533	(2,569)	2,206	24,510	
H32	83,000	22,267	14,905	2,212	636	4,514	(2,575)	2,212	24,479	
H33	82,720	22,101	14,794	2,174	634	4,499	(2,566)	2,204	24,305	
H34	82,440	21,936	14,684	2,167	632	4,453	(2,558)	2,197	24,133	
H35	82,160	21,771	14,604	2,129	630	4,408	(2,549)	2,189	23,960	
H36	81,880	21,638	14,495	2,122	628	4,393	(2,540)	2,182	23,820	
H37	81,600	21,503	14,415	2,115	625	4,348	(2,532)	2,174	23,677	
H38	81,320	21,371	14,307	2,107	623	4,334	(2,523)	2,196	23,567	目標年度

備考）直接搬入ごみの（　）内は、種類ごとのごみ量に含まれています。

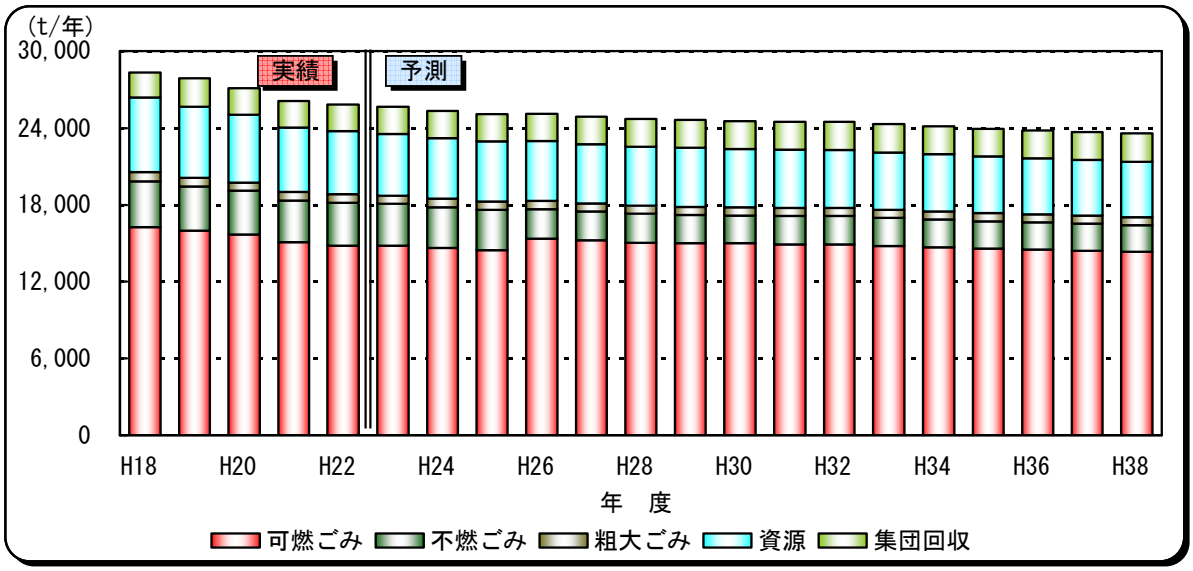

図 4-5-2　ごみ発生量（ごみ排出抑制を実施した場合）

第６節　目標年度におけるごみ処理量

前節のごみ発生量（予測）を基に、中間目標年度（平成 28 年度）及び目標年度（平成 38 年度）における、ごみ処理量（溶融処理対象量・資源化処理対象量・最終処分量）を表 4-6-1 から表 4-6-3 までに示します。

表 4-6-1 溶融処理対象量

年 度			中間目標年度（平成28年度）	目標年度（平成38年度）
あきる野市	溶融処理対象量	(t/年)	18,181	17,262
	可燃ごみ	(t/年)	15,062	14,307
	不燃ごみ	(t/年)	2,250	2,107
	粗大ごみ	(t/年)	630	623
	資源化残さ	(t/年)	239	225
	スラグ※	(t/年)	1,636	1,554
	金属類	(t/年)	345	328
	飛灰(埋立対象)	(t/年)	727	690
西秋川衛生組合	溶融処理対象量	(t/年)	27,576	26,330
	可燃ごみ	(t/年)	19,762	18,830
	不燃ごみ	(t/年)	2,939	2,830
	粗大ごみ	(t/年)	900	873
	直接搬入ごみ	(t/年)	485	329
	資源化残さ	(t/年)	290	268
	掘り起こし	(t/年)	3,200	3,200
	スラグ	(t/年)	4,434	4,320
	金属類	(t/年)	524	500
	飛灰(埋立対象)	(t/年)	1,103	1,052

※スラグの量については、「西秋川衛生組合ごみ処理施設建設基本計画」に基づき算出しています。

表 4-6-2　資源化処理対象量

年 度			中間目標年度（平成28年度）	目標年度（平成38年度）
あきる野市	資源化処理対象量	(t/年)	4,590	4,334
	資源ごみ	(t/年)	4,590	4,334
	鉄類	(t/年)	339	320
	非鉄類	(t/年)	3,978	3,757
	資源化残さ(溶融)	(t/年)	239	225
	有害物	(t/年)	34	32
西秋川衛生組合	資源化処理対象量	(t/年)	5,578	5,165
	資源ごみ	(t/年)	5,528	5,131
	その他ごみ	(t/年)	5	4
	直接搬入ごみ(資源)	(t/年)	45	30
	鉄類	(t/年)	412	382
	非鉄類	(t/年)	4,826	4,468
	資源化残さ(溶融)	(t/年)	290	268
	有害物	(t/年)	50	47

表 4-6-3　最終処分量

年 度			中間目標年度（平成28年度）	目標年度（平成38年度）
あきる野市	飛　灰	(t/年)	727	690
	覆　土	(t/年)	193	183
	合　計	(t/年)	920	873
西秋川衛生組合	飛　灰	(t/年)	1,103	1,052
	覆　土	(t/年)	292	279
	合　計	(t/年)	1,395	1,331

第７節　市民・事業者・行政の役割

「清潔で快適な資源循環型社会システムの構築」を実現するためには、社会生活のあらゆる場面において環境に配慮した行動が求められます。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解した上で、ごみ減量化や資源化に取り組むとともに、互いの協働によって「清潔で快適な資源循環型社会システムの構築」を図って行くことが重要になります。

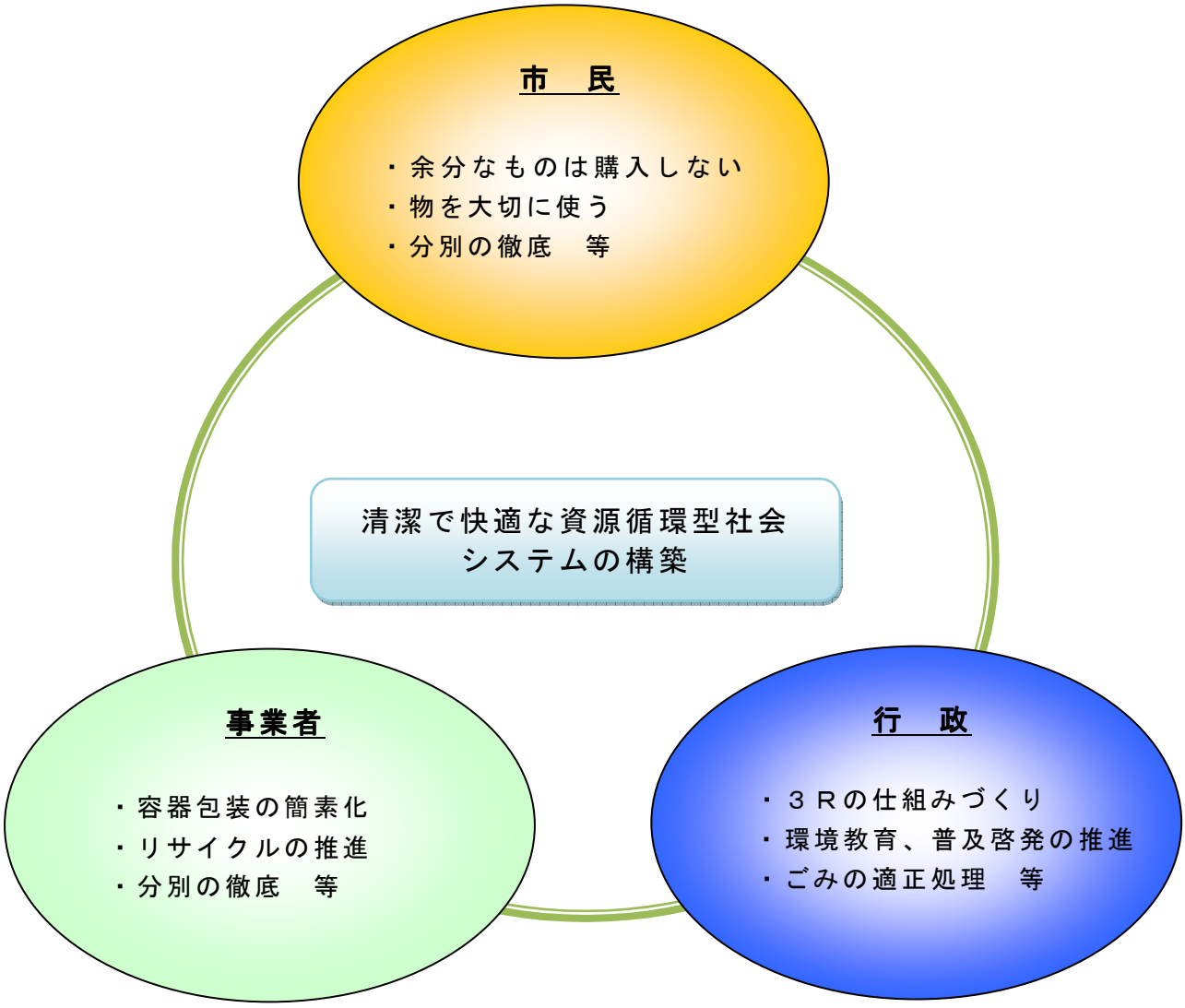

第８節　ごみの減量と適正処理の推進のための施策

基本理念である**「清潔で快適な資源循環型社会システムの構築」**のため、**「３Ｒの推進」**、**「体系的な循環型システム構築の推進」**、**「環境に配慮した収集・処理の推進」**を目指した施策を展開していきます。

１　ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）

「廃棄物減量等推進員」の運営・推進

市民・事業者・市が協働して、ごみ発生抑制の推進及び資源循環型社会システムの構築を図るため、廃棄物減量等推進員（以下「ごみ会議」という。）を運営・推進していきます。

ごみ減量・リサイクル意識の啓発

市の広報、ホームページで意識啓発を図っていきます。また、ごみ会議が発行するごみ情報誌『へらすぞう』等で、市民の暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルに関する事例の紹介、グリーン購入の考え方と商品等を紹介するとともに、市民の自発的・実践的な行動を推進していきます。

生ごみリサイクルの促進

家庭から出されるごみの3割を占めるといわれている生ごみの減量を促進するため、生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与、ダンポスト講習会の開催により市民の生ごみに対する意識改革を行います。また、更なる生ごみのリサイクル方法について検討していきます。

落ち葉の堆肥化の推進

ごみとして焼却処分されていた落ち葉について、現在、２か所に設置している「落ち葉の堆肥枠」において堆肥化を行っており、今後、更に展開していく予定です。今後も、市民のごみに対する意識を転換するため、地域住民の参加により落ち葉を収集し、落ち葉の堆肥化を推進していきます。

水切りの徹底

可燃ごみの約 50%を占めている水分の減量化をすることにより、ごみの減量化及びごみ収集の効率化と、焼却施設の燃焼効率の向上が図られます。このため、ごみ情報誌等の広報媒体を通じて、生ごみの水切りの徹底を啓発していきます。

リサイクルフェアの実施

ごみの減量化・資源化を始めとする環境問題について、市民の意識の啓発を図るための市民参画型のイベントとして、リサイクルフェアを開催します。リサイクルフェアでは、フリーマーケットによるリサイクル・リユースの推進、廃棄物減量等推進員による資源循環・リデュース啓発などを通して、３Ｒ推進のための情報発信を行います。

廃食油の有効利用の促進

家庭や事業所で不要になった廃食油を石けん等として有効利用することで、ごみの減量化、資源の循環と生活環境の向上を図ります。

省資源化・ロングライフ化の推進

限りある資源を有効活用するため、買物にマイバッグを持参したり、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品を購入するなど、ごみの発生抑制・地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化・ロングライフ化を推進していきます。

グリーン購入の推進

平成 12 年 5 月に制定された国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）を推進します。市では、グリーン購入率100%を目指し、環境負荷の少ない商品の積極的な購入に努めています。市民、事業者に対し、グリーン購入に関する情報提供を行うことにより、同法の推進を図っていきます。

事業者へのごみ減量啓発

現在、ごみ減量啓発のために行っている事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続していくとともに、中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します。

エコショップ認定制度の検討

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を「エコショップ認定制度」等により広く周知し、環境に配慮した経済活動を促進するための検討をします。

省資源型経営の推奨

事業所等による環境負荷の軽減を図るため、省資源型経営への転換や、環境にやさしい事業活動を推奨し、循環型社会への更なる転換を図っていきます。

２　資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの戸別収集・有料化の継続

ごみの分別の徹底や排出者責任を明確にすることにより、ごみの減量・資源化の推進やごみに対する市民・事業者の意識の向上などを図ることを目的とし、現在実施しているごみの戸別収集・有料化を引き続き実施していきます。

資源集団回収の推進

資源集団回収は、ごみの減量化及び資源の有効利用と、生活の中から排出される再生利用が可能な資源物を市民団体等が積極的に回収・分別することによる市民の分別・リサイクル意識の高揚及び地域コミュニティの活性化や環境教育の場として期待できます。

この資源集団回収事業に対して、奨励金の交付、優良団体の表彰を行い、資源集団回収を推進していきます。

資源回収の充実

現在、資源として収集している金属・びん類、紙類、布類、ペットボトルに加え、白色トレイの資源化等、資源の回収システムの充実を図り、リサイクル率の向上を目指します。

新たなリサイクルシステムの検討

小型家電からのレアメタルなどの再資源化など、新たなリサイクルシステムに取り組んでいきます。

ごみ処理施設の整備

現在の施設が老朽化していることから、ごみ処理施設の整備を行っています。

また、新ごみ処理施設については、従来のごみ処理に重きを置いた副次的な発電ではなく、地球温暖化対策にも配慮することで低炭素社会への転換を図り、ごみの持つエネルギーを可能な限り取り出すことで経済的効果を生み出すことが可能となる施設とします。

最終処分場掘り起こし再生

最終処分場の掘り起こし再生を行うことで、組織市町村及び組合の貴重な財産（最終処分場）の延命と、埋立物を再溶融した後、スラグとして有効利用をすることで循環型社会の構築を図ります。

３　環境に配慮した収集・処理の推進

新たな分別区分

熱回収施設整備に伴い、エネルギーを可能な限り取り出すため、不燃ごみとして収集しているプラスチック類(白色トレイを除く。)を可燃ごみとして収集し、溶融処理によるごみ発電を行います。(サーマルリサイクル)

さらに、在宅医療系廃棄物についても、その適正な処理を検討します。

直接搬入ごみの受入れ

市民のごみ排出の利便性の向上とごみの適正処理を推進していくため、直接搬入ごみの受入れを行います。また、不法投棄の減少が期待できます。

環境低負荷型の収集の実現

環境に配慮した収集・処理を進めるため、引き続き効率的な収集ルートの選定を行います。また、収集車への低公害車の導入を推奨していきます。

ごみ焼却に伴う環境負荷の低減

環境に配慮した処理を進めるため、西秋川衛生組合と協力し、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減するため、焼却温度や集塵装置を適正に管理し、発生抑制などの対策を講じていきます。

清掃工場の適正管理

ごみ処理施設に対し、西秋川衛生組合と協力し、定期的な清掃などのメンテナンスを実施することにより、引き続き安定したごみ処理を行います。

第９節　収集運搬計画

１　収集・運搬に関する基本方針

ごみの収集・運搬は、生活圏から排出されたごみを速やかに収集し、生活環境に支障のないよう安全に中間処理施設へ搬入する必要があります。

収集・運搬の基本方針

「ごみの発生・排出状況に応じた安全かつ効率的な収集・運搬体制を構築し、生活環境に支障をきたさないよう配慮します。」

２　収集計画

（１）収集区域の範囲

収集区域については、市全域を収集区域とします。

（２）ごみの分別区分と収集運搬体制

現在、収集区域全域における可燃ごみ、不燃ごみ、資源、有害ごみ及び粗大ごみの収集は、業者委託による戸別収集方式を行っており、今後も現体制を維持します。

一方、本市における分別区分は、第３章第１節に示した内容で実施し、当面はこの分別区分を維持することとしますが、熱回収施設整備後（平成 26 年度）においては、不燃ごみとして収集しているプラスチック類（白色トレイを除く。）を可燃ごみとして収集することとします。

ごみの分別区分、収集・運搬、処理方法を表 4-9-1 に示します。

表 4-9-1　ごみの分別区分、収集・運搬、処理方法

<table>
<tr><th rowspan="2">種　類</th><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">排出方法</th><th colspan="2">収集方法</th><th colspan="2">収集回数</th><th colspan="2">処　理</th></tr>
<tr><th>現状</th><th>H26～</th><th>現状</th><th>H26～</th><th>現状</th><th>H26～</th><th>現状</th><th>H26～</th><th>現状</th><th>H26～</th></tr>
<tr><td>生ごみ類</td><td rowspan="5">可燃ごみ</td><td rowspan="10">可燃ごみ</td><td rowspan="4">指定袋</td><td rowspan="3">指定袋
（予定）</td><td rowspan="4">戸別収集</td><td rowspan="10">戸別収集
（予定）</td><td rowspan="4">2回/週</td><td rowspan="10">2回/週
（予定）</td><td rowspan="4">焼　却</td><td rowspan="10">溶融資源化</td></tr>
<tr><td>紙類（非資源）</td></tr>
<tr><td>衛生品類</td></tr>
<tr><td>生活用品</td></tr>
<tr><td>葉・草・板・棒</td><td colspan="2">束ねて</td></tr>
<tr><td>木の枝</td></tr>
<tr><td>プラスチック</td><td rowspan="9">不燃ごみ</td><td rowspan="5">指定袋</td><td rowspan="4">指定袋
（予定）</td><td rowspan="9">戸別収集</td><td rowspan="6">1回/週</td><td rowspan="4">選別・焼却・
埋立</td></tr>
<tr><td>皮革類</td></tr>
<tr><td>ゴム・ビニール</td></tr>
<tr><td>資源物対象外</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td>ガラス・陶磁器類</td><td>不燃ごみ</td><td>指定袋
（予定）</td><td>戸別収集
（予定）</td><td rowspan="3">今後検討</td><td rowspan="2">選別・埋立</td><td>選別→破砕→
資源化・溶融</td></tr>
<tr><td>鋭利なもの</td></tr>
<tr><td>小型家電製品</td><td>今後検討</td><td rowspan="2">今後検討</td><td rowspan="2">今後検討</td><td>今後検討</td></tr>
<tr><td>白色トレイ</td><td rowspan="13">資源</td><td rowspan="12">資源</td><td>破砕・焼却・埋立</td><td>資源化</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>回収ﾎﾞｯｸｽ</td><td>拠点</td><td>－</td><td rowspan="2">圧縮・梱包・
資源化</td><td rowspan="2">圧縮・梱包・
資源化</td></tr>
<tr><td>金属類</td><td colspan="2" rowspan="2">容器に分けて</td><td colspan="2" rowspan="5">戸別収集</td><td colspan="2" rowspan="5">2回/月</td></tr>
<tr><td>缶類</td></tr>
<tr><td>びん類</td><td>選別・資源化</td><td>選別・資源化</td></tr>
<tr><td>新聞紙</td><td colspan="2" rowspan="5">束ねて</td><td rowspan="5">再生・資源化</td><td rowspan="5">再生・資源化</td></tr>
<tr><td>雑誌類</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>布　類</td></tr>
<tr><td>スプレー缶</td><td colspan="2" rowspan="5">有害ごみ</td><td colspan="2" rowspan="5">専用袋</td><td colspan="2" rowspan="5">戸別収集</td><td colspan="2" rowspan="5">2回/月</td><td colspan="2">選別・資源化</td></tr>
<tr><td>カセットボンベ</td></tr>
<tr><td>蛍光管</td><td rowspan="3">委託処理</td><td rowspan="3">選別・委託処理</td></tr>
<tr><td>乾電池</td></tr>
<tr><td>体温計</td></tr>
<tr><td>家具・寝具</td><td colspan="2" rowspan="3">粗大ごみ</td><td colspan="2" rowspan="3">処理券を貼って</td><td colspan="2" rowspan="3">戸別収集</td><td colspan="2" rowspan="3">随時</td><td rowspan="3">破砕→選別→
資源化・埋立・焼却</td><td rowspan="3">破砕→選別→
資源化・溶融</td></tr>
<tr><td>趣味・健康用品</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
</table>

※　白色トレイの資源化は、平成２８年度からの実施を予定しています。

３　収集・運搬の量

本市における目標年度の収集・運搬量を表 4-9-2 に示します。

計画目標年度（平成 38 年度）においては合計 21,371ｔと見込まれます。

表 4-9-2　収集・運搬量

		現況 （平成 22 年度）	中間目標年度 （平成 28 年度）	計画目標年度 （平成 38 年度）
可燃ごみ	(t/年)	14,818	15,062	14,307
不燃ごみ	(t/年)	3,329	2,250	2,107
粗大ごみ	(t/年)	687	630	623
資　源	(t/年)	4,941	4,590	4,334
合　計	(t/年)	23,775	22,532	21,371

第 10 節　中間処理計画

１　中間処理に関する基本方針

ごみの中間処理は、収集・運搬されたごみを減容化・資源化・安定化することで、最終処分場への負担を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な工程となっています。

また、本市では第３章第３節で示したとおり、高尾清掃センターにおいて中間処理を行っており、今後も現体制を継続することとしますが、平成 26 年度には、熱回収施設が稼動し、平成28年度にはリサイクルセンターが稼動する計画となっています。

中間処理の基本方針

「資源回収が可能なものについては、中間処理により分別・回収に努めます。」

２　中間処理の方法及び量

（１）中間処理の方法

現在の中間処理は、高尾清掃センターにおいて焼却処理及び資源化処理を行っていますが、平成 26 年度からは熱回収施設による溶融処理を計画しています。

（２）中間処理の量

本市における目標年度の中間処理量を表 4-10-1 に示します。

計画目標年度（平成 38 年度）において溶融処理 17,262t、資源化処理 4,334 t の合計 21,596t と見込まれます。

表 4-10-1　中間処理量

		現況（平成 22 年度）	中間目標年度（平成 28 年度）	計画目標年度（平成38年度）
焼却/溶融処理	(t/年)	18,465	18,181	17,262
不燃物処理･資源化処理施設/リサイクルセンター処理対象量	(t/年)	8,270	4,590	4,334
合　計	(t/年)	26,735	22,771	21,596

備考）不燃物処理･資源化処理施設においては不燃ごみ及び資源の中間処理を行っており、リサイクルセンターにおいては資源の中間処理を行います。

３　収集不可能なもの

収集不可能なものの取扱いについては、以下のように定めます。収集不可能なものは、市及び西秋川衛生組合では処理が困難なため、購入店又は販売店に返却するか、専門業者へ処理委託するように指導を行います。

収集不可能なもの
自動車・ＬＰＧボンベ・薬品等有害物・爆発物・引火物（ガソリン、灯油、シンナー、ガス、花火等これらに類するもの）・タイヤ・バイク（50cc を超えるもの）・消火器・コンクリート片・ピアノ・ペンキ・汚泥・産業廃棄物・建築廃材・医療廃棄物（注射針、血液が付着したものなど）・太い木材（長さ 1m×太さ（直径）15cm を超えるもの）・２トン車に２人で積込み不可能な重量、大きさのものなど

（平成２３年度現在）

第 11 節　最終処分計画

１　最終処分に関する基本方針

最終処分とは、ごみの発生抑制、中間処理、再資源化等の方策を実施した後に、残ったごみを適正処分することです。

また、最終処分は、ごみ処理における最後の工程のため、適正な最終処分に努めることが重要です。

最終処分の基本方針

「ごみの発生抑制に努め、適正な最終処分を実施し、最終処分場の延命化に努めます。」

２　最終処分の方法及び量

現在、本市においては焼却処理後の焼却灰、粗大ごみ処理施設及び不燃物処理・資源化施設からの資源化残さを最終処分の対象としています。

（１）最終処分の方法

最終処分の方法については、当面は従来どおりの埋立処分としますが、熱回収施設整備に伴い、平成 26 年度以降については、飛灰処理物のみの埋立処分とします。

（２）最終処分量

本市における目標年度の最終処分量を表 4-11-1 に示します。

計画目標年度（平成 38 年度）においては、合計 873t と見込まれます。

表 4-11-1　最終処分量

		現況（平成 22 年度）	中間目標年度（平成 28 年度）	計画目標年度（平成 38 年度）
焼却灰/飛灰	(t/年)	2,709	727	690
資源化残さ	(t/年)	451	－	－
覆　　土	(t/年)	293	193	183
合　計	(t/年)	3,453	920	873

第 12 節　処理施設の整備計画に関する概要

１　施設の建設位置

新ごみ処理施設の建設位置は、既存施設の南側です。

なお、施設の建設には、既存の敷地では敷地面積が不足するため、周辺の土地を取得し、現在、建設工事が始まっています。

建設位置の立地条件を表 4-12-1 に示します。

表 4-12-1　建設位置の立地条件

項　　目	立地条件
建設場所	東京都あきる野市高尾521番地外
事業区域面積	47,420㎡
搬入道路	既存の搬入路
都市計画 事　項	①都市計画区域 秋多都市計画区域内 ②市街化調整区域、用途地域 指定なし ③防火・高度地区及び日影規制 なし ④建ぺい率 40% ⑤容積率 80%
敷地周辺 設　備	①電　　気：6.6KV、50Hｚ ②生活用水：上水 ③プラント用水：上水 ④ガ　　ス：ＬＰＧ ⑤下　　水：なし

２　熱回収施設の選定

熱回収施設の選定に関し、「西秋川衛生組合ごみ処理施設建設基本計画（平成 19 年 11 月）」におけるまとめ及び国内における廃プラスチック類の処理状況を次に示します。

（１）西秋川衛生組合ごみ処理施設建設基本計画におけるまとめ（廃プラスチック類）

不燃ごみの多くを占める廃プラスチック類の処理については①容器包装リサイクル法に基づく分別による資源化　②溶融施設等におけるごみ発電等の熱源とした利用（サーマルリサイクル）が考えられます。

これら２つの処理について「西秋川衛生組合ごみ処理施設建設基本計画（平成 19 年 11 月）」で処理費用・温室効果ガス削減量の比較検討を行った結果を表 4-12-2 に示します。

表4-12-2　処理費用・温室効果ガス削減量の比較

処理費用	容器包装リサイクル法に基づきプラスチックを分別・資源化するより、計画溶融施設において発電等の熱源とした処理の方が安価になること。
温室効果ガス削減量	容器包装リサイクル法に基づきプラスチックを分別・資源化するより、計画溶融施設において発電等の熱源とした処理の方が温室効果ガスの削減量が大きくなること。

（２）国内における廃プラスチック類の処理状況

国内における一般廃棄物（廃プラスチック類）の処理状況及び廃プラスチック類の総排出量・有効利用量を表 4-12-3 及び表 4-12-4 に示します。

一般廃棄物（廃プラスチック類）は約８割が燃焼等の処理がされ、廃プラスチック類総排出量に占めるサーマルリサイクル有効利用量は約５割となっております。

また、廃プラスチック類は高いカロリーを持っていることから、ごみ発電の効率を高めるため、廃プラスチック類を不燃から可燃へと体制を切り替えるケースが増えています。

このことから、ごみ発電による電力不足解消に期待が高まっています。

表4-12-3　廃プラスチック類の処理状況（平成21年）

廃棄物	処理方法	処理量		容器包装ﾘｻｲｸﾙ法	再生利用	燃焼等
一般廃棄物【廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類】444万ｔ	再生利用	70万t	15.8%	20.7%	15.8%	－
	ケミカルリサイクル	22万t	5.0%		－	－
	固形燃料	7万t	1.6%	－	－	79.3%
	廃棄物発電	185万t	41.7%	－	－	
	熱利用焼却	36万t	8.1%	－	－	
	単純焼却	70万t	15.8%	－	－	
	埋立	54万t	12.2%	－	－	

出典）プラスチック製品の生産・破棄・再資源化・処理処分の状況（2010.12月発行　社団法人　プラスチック処理促進協会HPより）

備考）容器包装リサイクル法：容器包装リサイクル法に基づきリサイクルされるプラスチック類
再生利用：プラスチック類をその材質のままで利用する方法
ケミカルリサイクル：プラスチック類を油化又はガス化して燃料等として利用する方法と、高炉へ吹き込むことで高炉還元剤として利用する方法。結果として、燃焼又は分解を行うことから再生ではない利用方法
サーマルリサイクル：廃プラスチックを燃焼させることによりエネルギーを回収する方法。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用
マテリアルリサイクル：使用済みのプラスチックを細かく破砕した上で溶かすなどして、もう一度プラスチック製品に再生し、利用する方法
燃焼等：燃焼若しくは埋立される量

表4-12-4　廃プラスチック類の総排出量・有効利用量

年		廃プラ総排出量	有効利用量			
				マテリアルリサイクル	ケミカルリサイクル	サーマルリサイクル
		（万ｔ）	（万ｔ）	（万ｔ）	（万ｔ）	（万ｔ）
1990	H2	557	144	59		85
1995	H7	884	221	95		126
1996	H8	909	358	103		255
1997	H9	949	399	113	1	285
1998	H10	984	435	122	4	309
1999	H11	976	452	134	4	314
2000	H12	997	494	139	10	345
2001	H13	1,016	535	147	21	368
2002	H14	990	542	152	25	364
2003	H15	1,001	584	164	33	387
2004	H16	1,013	611	181	30	399
2005	H17	1,006	628	185	29	414
2006	H18	1,005	721	204	28	489
2007	H19	994	722	213	29	481
2008	H20	998	758	214	25	519

出典）月間廃棄物（2010.1月発行）
備考）総排出量は、一般廃棄物及び産業廃棄物を併せたものです。

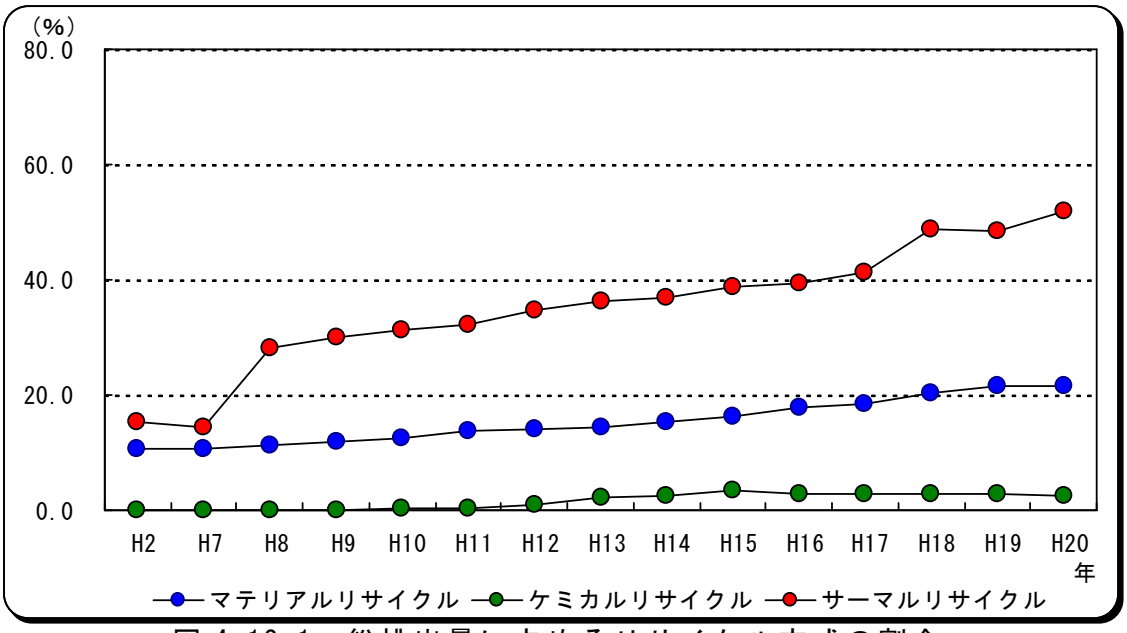

図 4-12-1　総排出量に占めるリサイクル方式の割合

３　熱回収施設の整備

あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクルセンターから発生する残さ及び最終処分場の掘り起こしごみを処理するとともに、処理に伴い発生する熱を回収し発電等を行う施設です。

建設が始まっている新たな熱回収施設の概要を表 4-12-5 に示します。

表 4-12-5　熱回収施設の概要

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th colspan="4">概　　要</th></tr>
<tr><td colspan="2">施設名称</td><td colspan="4">西秋川衛生組合熱回収施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設規模</td><td colspan="4">処理能力：117t/日（58.5t/日×2 炉）</td></tr>
<tr><td colspan="2">形式及び処理方式</td><td colspan="4">全連続燃焼式　ガス化溶融方式</td></tr>
<tr><td colspan="2">運転時間</td><td colspan="4">24 時間/日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">処理対象物</td><td colspan="4">①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びリサイクルセンターから発生する残さ
②最終処分場の掘り起こしごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">計画ごみ質</td><td>低質ごみ</td><td>基準ごみ</td><td>高質ごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">三成分</td><td>可燃分(%)</td><td>32</td><td>45</td><td>59</td></tr>
<tr><td>水　分(%)</td><td>55</td><td>44</td><td>32</td></tr>
<tr><td>灰　分(%)</td><td>13</td><td>11</td><td>9</td></tr>
<tr><td colspan="2">低位発熱量(kJ/kg)</td><td>4,900</td><td>7,900</td><td>11,100</td></tr>
<tr><td colspan="2">低位発熱量(kcal/kg)</td><td>1,170</td><td>1,890</td><td>2,650</td></tr>
<tr><td rowspan="7">運転方式</td><td>受入供給</td><td colspan="4">ピットアンドクレーン方式</td></tr>
<tr><td>処理設備</td><td colspan="4">流動床式ガス化溶融炉</td></tr>
<tr><td>排ガス処理設備</td><td colspan="4">有害ガス除去装置、バグフィルター、触媒脱硝装置</td></tr>
<tr><td>排水処理設備</td><td colspan="4">ピット汚水　：適正処理後、炉内噴霧等
プラント排水：排水処理後、再利用
生 活 排 水 ：合併浄化槽で処理後放流</td></tr>
<tr><td>灰処理</td><td colspan="4">主 灰 ：ガス化溶融炉で溶融後、資源化
飛 灰 ：固定化後、最終処分</td></tr>
<tr><td>通風設備</td><td colspan="4">平衡通風方式</td></tr>
<tr><td>余熱利用</td><td colspan="4">発電（発電効率 14%以上）</td></tr>
</table>

（１）公害防止

計画施設の公害防止設計基準は、次のとおりです。

ア　焼却炉の設計基準

焼却炉の設計においては、特にダイオキシン類を除去するため、「ダイオキシンガイドライン」に規定する基準を用いました。

ごみ処理施設計画の公害防止等設計基準、排ガス処理設備の設計基準を表 4-12-6 及び表 4-12-7 に示します。

表 4-12-6　ごみ処理施設計画の公害防止等設計基準

項　目	設　計　基　準　等
燃焼設備設計基準	燃 焼 温 度　　850℃以上（900℃以上が望ましい） 上記燃焼温度でのガス滞留時間　　2秒以上 煙突出口の一酸化炭素濃度　　30ppm以下 （$O_2$12%換算値の4時間平均値）

表 4-12-7　排ガス処理設備の設計基準

集じん器	ダイオキシンガイドライン	設 計 基 準
入口排ガス温度	200℃未満	180℃以下

イ　燃焼排ガスの設計基準

煙突から排出されるガスの設計基準等については、大気汚染防止法等に対して、次の自主規制値を設けました。

排ガスの排出基準を表 4-12-8 に示します。

表4-12-8　排ガスの排出基準

物　質	単　位	法規制値	自主規制値	自主/法規制
ばいじん量	g/Nm3	0.08	0.005以下	1/16
硫黄酸化物	ppm	数百～5,000	5以下	－
窒素酸化物	ppm	250	40以下	約1/6
塩化水素	ppm	430	10以下	1/43
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm3	1	0.01以下	1 /100
水銀	Mg/Nm3	－	0.03以下	－

ウ　排水の設計基準

計画施設からの排水は、場内雨水及び合併処理浄化槽処理水（生活排水）のみとし、その他の排水は、場内で炉内噴霧等により、無放流とします。

エ　悪臭の基準

敷地境界の基準 臭気指数１０以下

オ　騒音及び振動の基準

騒音　昼間 45db、朝夕・夜間 40db

振動　昼・夜間 30db

４　リサイクル施設の整備

あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町で発生する缶類、びん類、ペットボトル、新聞紙、ダンボール、布類を資源として処理するとともに、白色トレイ、雑誌等、紙パック、有害ごみを保管する施設です。なお、既存の不燃物処理・資源化施設を一部解体、改修して整備します。

新たに計画されているリサイクル施設の概要を表 4-12-9 に示します。

表 4-12-9　リサイクル施設の概要

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th colspan="3">概　　要</th></tr>
<tr><td colspan="2">施設名称</td><td colspan="3">西秋川衛生組合リサイクルセンター</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="8">施設規模</td><td colspan="3">処理能力：11.2t/日
ストックヤード：420 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="5">選別・圧縮・梱包</td><td>対象物</td><td colspan="2">施設規模</td></tr>
<tr><td>缶　　類</td><td colspan="2">4.6t/日</td></tr>
<tr><td>びん類</td><td colspan="2">5.5t/日</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td colspan="2">1.1t/日</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td colspan="2">11.2t/日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保管</td><td colspan="3">対象物</td></tr>
<tr><td colspan="3">新聞紙、ダンボール、布類、白色トレイ、雑誌等、紙パック、有害ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">形式及び処理方式</td><td colspan="3">選別、圧縮、圧縮梱包</td></tr>
<tr><td colspan="2">運転時間</td><td colspan="3">5 時間/日</td></tr>
<tr><td colspan="2">処理対象物</td><td colspan="3">缶類、びん類、ペットボトル、新聞紙、ダンボール、布類、白色トレイ、雑誌等、紙パック、有害ごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="7">処理方法</td><td>缶類</td><td colspan="3">手選別による異物の除去後、磁力選別及びアルミ選別をします。
選別後はプレスし、種類別にストックヤードに保管します。</td></tr>
<tr><td>びん類</td><td colspan="3">手選別による生きびん選別及び異物の除去後、無色、茶色、その他の色に選別しストックヤードに保管します。</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td colspan="3">手選別による異物の除去後、圧縮、梱包して保管します。</td></tr>
<tr><td>白色トレイ</td><td colspan="3">選別後、袋に入れ、梱包して保管します。</td></tr>
<tr><td>紙　類</td><td colspan="3">ストックヤードに保管します。</td></tr>
<tr><td>布　類</td><td colspan="3">ストックヤードに保管します。</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td><td colspan="3">選別後、保管します。</td></tr>
</table>

５　不燃・粗大ごみ処理設備

あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町で発生する不燃ごみは、破砕後、鉄を機械選別により回収し、また、粗大ごみは、再生品、金属等の有価物を選別後、破砕処理を行い、鉄を機械選別により回収します。

熱回収施設と併設される不燃・粗大ごみ処理設備の概要を表 4-12-10 に示します。

表 4-12-10　不燃・粗大ごみ処理設備の概要

項目		概　要
施設名称		不燃・粗大ごみ処理設備（西秋川衛生組合熱回収施設内）
施設規模		処理能力：27ｔ/日
形式及び処理方式		破砕・選別
運転時間		5 時間/日
処理対象物		家具・寝具、趣味・健康用品　など
処理方法	不燃ごみ	破砕後、鉄を機械選別により回収します。
	粗大ごみ	再生品、金属等の有価物を選別後、破砕処理を行い、鉄を機械選別により回収します。

６　最終処分施設の整備

現在、あきる野市、日の出町及び檜原村で発生する廃棄物のうち、高尾清掃センターでリユース（再利用）やリサイクル（再生利用）できない資源化不適物及び焼却処理後の焼却残さを埋立てしていますが、新しく建設される熱回収施設の稼動後においては、施設から発生する飛灰処理物のみの埋立てとします。また、現在埋め立てられているごみを掘り起こし、熱回収施設で溶融処理することにより最終処分場の延命化を図ります。

第２御前石最終処分場の概要を表 4-12-11 に示します。

表 4-12-11　第２御前石最終処分場の概要

項　目	概　要
施設名称	西秋川衛生組合第 2 御前石最終処分場
施設規模	総 面 積：30,700 ㎡ 埋立面積：10,100 ㎡ 埋立容積：87,000 ㎥
形式及び処理方式	準好気性
処理対象物	焼却残さ及び資源化不適物（熱回収施設の稼動後は飛灰処理物）

７　その他（修理・再生展示施設）

計画の新ごみ処理施設では、中古品・不用品の修理、再生展示施設を併設し、資料等の展示及び施設見学者・団体等の受入れなどによる３Ｒの普及啓発を図ります。

修理・再生展示施設の概要を表 4-12-12 に示します。

表 4-12-12　修理・再生展示施設の概要

項　目	概　要
施設名称	西秋川衛生組合修理・再生展示施設
施設規模	延床面積：約 690 ㎡
施設内容	中古品・不用品の修理、再生利用品・資料等の展示

８　施設配置等

新ごみ処理施設の全体配置図及び鳥瞰図を図 4-12-2 及び図 4-12-3 に示します。

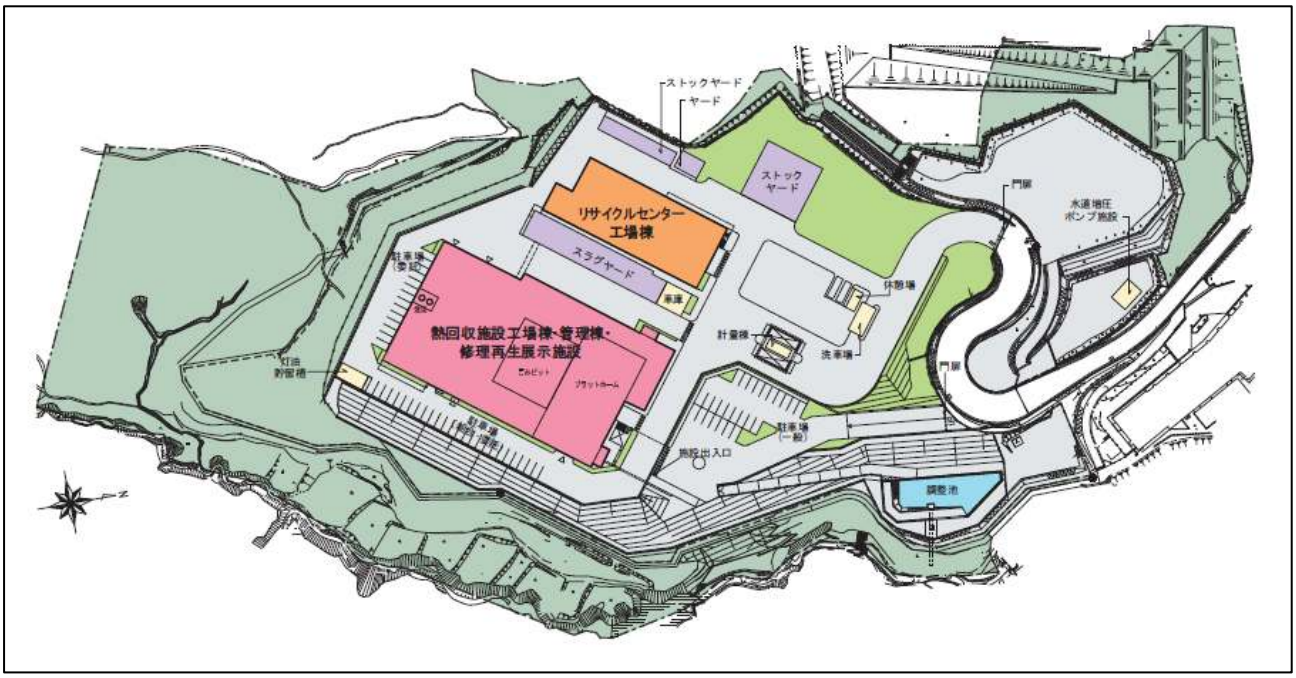

図 4-12-2　全体配置図

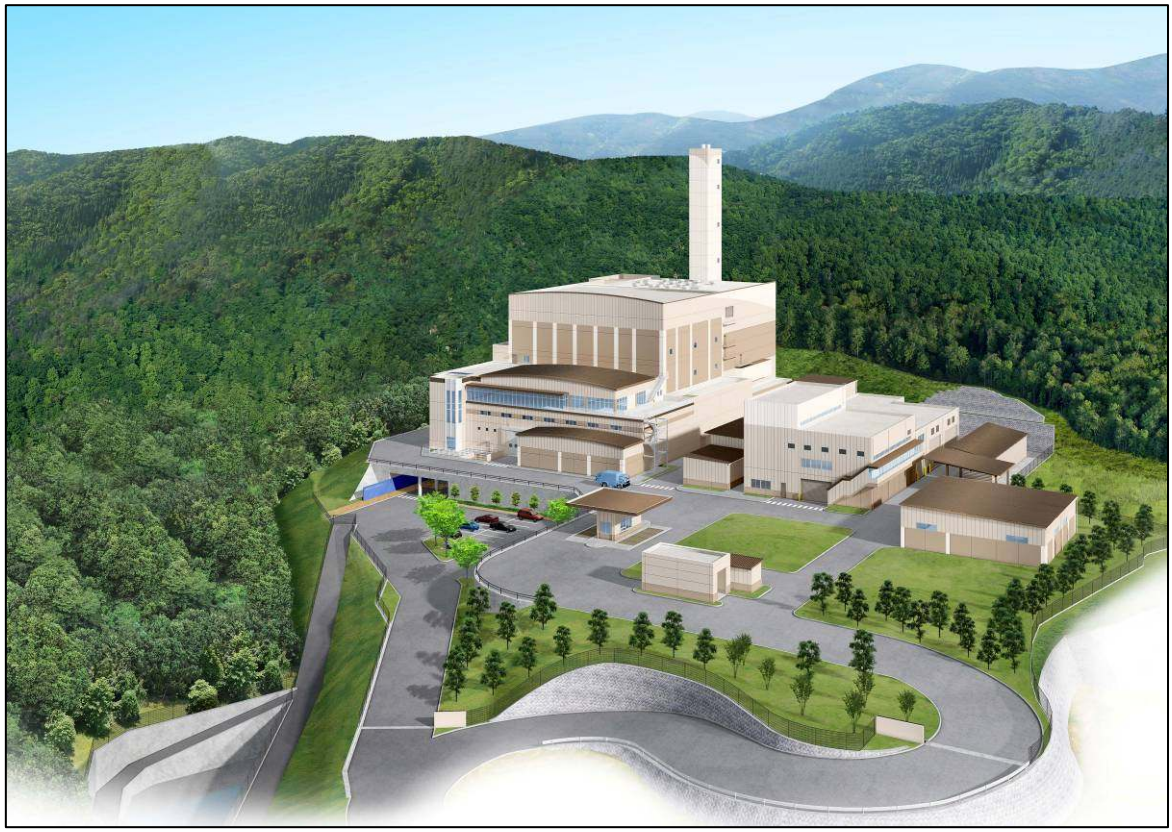

図 4-12-3　鳥瞰図

備考）この図は、イメージ図のため、完成後のものと詳細部にて異なります。